

# 石川町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

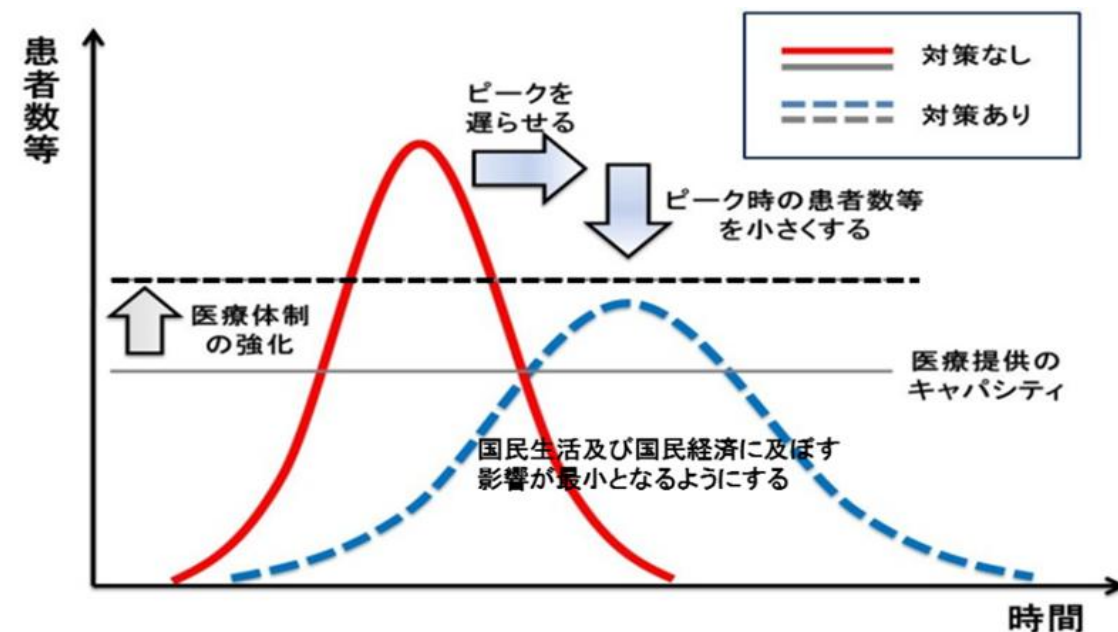
## 《行動計画作成の目的》

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下特措法と表記）が施行された。平成25年6月に政府行動計画が策定され、福島県も12月に策定した。これらの計画を踏まえ、本町においても、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することを目的に町行動計画を策定した。

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ② 町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるように対応する。

## 〈対策の効果・概念図〉



## 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- ① 基本的人権の尊重…町民の権利と自由に制限が加わるときには、必要最小限になるようにする。
- ② 危機管理としての特措法…緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
- ③ 関係機関相互の連携協力の確保…福島県対策本部と緊密な連携を図る。
- ④ 記録の作成・保持…町対策本部における対応は、記録を作成・保持・公表する。

## インフルエンザ等発生時の被害想定等

○石川町人口	16,617人（平成26年11月1日現在）
(1) 感染者数	4,154人（人口の約25%）
(2) 医療機関受診者数	約1,600人～3,300人
(3) 死亡者数	中等度 20人 重度 82人
(4) 入院患者数	中等度 67人 重度 255人
(5) 従業員等の欠勤	最大約40%

## ※想定条件等

- ・町民の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が8週間続くと仮定。
- ・入院患者数及び死亡者数は、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として推計。（上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等や医療体制等を一切考慮していない。）

## 町行動計画の主要6項目のポイント

- (1) 実施体制…町長を本部長とした対策本部の設置
- (2) 情報収集・提供…情報を収集し、町民に迅速に提供、コールセンターの設置
- (3) 予防・まん延防止…マスク着用、手洗い等の感染対策の実践の促し、不要不急の外出の自粛の呼びかけ等
- (4) 予防接種…特定接種（対策に携わる者）、及び住民接種の実施
- (5) 医療体制…診療体制の整備、在宅療養患者への支援
- (6) 町民生活及び町民経済の安定確保
  - …町民へ、消費者として適切な行動の呼びかけ、要援護者への支援、円滑な埋火葬体制の整備

## 発生段階ごとの対策の概要

状況の変化に相応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を示したものです。新型インフルエンザ等の発生時には、これらの段階における必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

発生段階	未発定期	海外発定期	県内未発定期 (国内発生)	県内発生早期	県内感染期	小康期	緊急事態宣言が発せられた場合の措置
対策の目的	・発生に備えて体制の整備を行う。	・国内侵入を出来るだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・発生に備えて体制の整備を行う。	・県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・発生に備えて体制の整備を行う。	・感染拡大を出来る限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。	・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。	・町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	※必要最小限の対策を選択して行う。
実施体制	・行動計画策定、見直し ・関係機関等との連携、情報交換等	・国及び県の対処方針の確認	・町新型インフルエンザ等対策本部設置		・対策本部の廃止 ・必要に応じ町行動計画の見直し		・特措法第34条に基づく町対策本部の設置 ・県又は市町村による応援等
情報収集・提供	・情報収集、提供体制の整備 ・相談窓口等の設置準備	・海外発生状況等の情報収集 ・関係機関と情報共有 ・相談窓口等の設置	・発生状況等の情報収集 ・関係機関との情報共有 ・相談窓口等の体制充実・強化		・第二波発生に備えた情報提供 ・相談窓口等の体制縮小		
予防・まん延防止	・個人及び職場における感染対策の普及		・感染対策の強化	・感染拡大防止対策の実践 ・感染予防策の徹底促進		・第二波発生に備えた感染防止対策の見直し	・県が実施する外出自粛要請や施設の使用制限等への協力
予防接種	・特定接種の準備	・特定接種の実施					・予防接種法第6条の規定に基づく住民接種の実施
	・住民接種の準備		・住民接種の実施		・二次発生に備えた予防接種の実施		
医療体制	・地域医療体制の連携強化				・診療体制の確保と町民への周知 ・在宅療養患者への支援	・通常の医療体制への移行	・臨時医療施設の設置協力及び医療提供
町民生活及び町民経済の安定確保	・要援護者の把握及び生活支援の検討	・要援護者及び協力者への発生の連絡	・要援護者への生活支援の準備	・要援護者に対する生活支援の実施		・要援護者に対する生活支援の実施	・水の安定供給 ・生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等の調査・監視及び供給確保等の実施
	・火葬能力及び一時遺体安置施設等の把握、検討	・一時遺体安置施設等の確保準備要請に伴う対応		・遺体の火葬・安置			
	・物資、資材、備蓄品等の確認			・物資、資材、備蓄品等の確保・配付			

※ 緊急事態宣言：

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延等により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う。